

市・県民税(個人住民税)の改正点

平成31年度からの市・県民税(個人住民税)の主な改正点についてお知らせします。

問/課税課 ☎463-2852~3

配偶者控除および配偶者特別控除の見直し

● 配偶者控除・配偶者特別控除における納税義務者の所得制限

納税義務者の前年の合計所得金額が900万円を超える場合、合計所得金額に応じて配偶者控除額が段階的に減少し、合計所得金額が1,000万円を超えると控除対象外となります。

● 配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額の所得制限の拡大

配偶者特別控除の対象者について、配偶者の合計所得金額が76万円未満でしたが、123万円以下に拡大されます。

単位：円

	配偶者の合計所得 (給与収入のみの場合の収入)	納税義務者の合計所得 (給与収入のみの場合の収入)				
		900万以下 (1,120万以下)	900万超950万以下 (1,120万超1,170万以下)	950万超1,000万以下 (1,170万超1,220万以下)	1,000万超 (1,220万超)	
配偶者控除	70歳未満	38万以下	33万	22万	11万	対象外
	70歳以上	(103万以下)	38万	26万	13万	
配偶者特別控除	38万超90万以下 (103万超155万以下)	33万	22万	11万		
	90万超95万以下 (155万超160万以下)	31万	21万	11万		
	95万超100万以下 (160万超166万8千未満)	26万	18万	9万		
	100万超105万以下 (166万8千以上175万2千未満)	21万	14万	7万		
	105万超110万以下 (175万2千以上183万2千未満)	16万	11万	6万		
	110万超115万以下 (183万2千以上190万4千未満)	11万	8万	4万		
	115万超120万以下 (190万4千以上197万2千未満)	6万	4万	2万		
120万超123万以下 (197万2千以上201万6千未満)	3万	2万	1万			
	123万超 (201万6千以上)	対象外				

税務署からのお知らせ

自宅のパソコンで申告書が作成できます！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス！

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます。出来上がった申告書は、①印刷して郵送等で提出！②インターネット(e-Tax)で送信！

平成31年1月からID・パスワードだけで確定申告ができます！

確定申告に便利なID・パスワードを取得しましょう！

ID・パスワードでこんなに便利

マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでなくても、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、ID(利用者識別番号)・パスワード(暗証番号)を入力してe-Taxで申告ができます！

- 自宅等からパソコン・スマホでかんたん送信(スマホで見やすい専用画面もあります)
- ICカードリーダーが不要
- 源泉徴収票などの添付書類が提出不要(ご自宅で保管)

ID・パスワードをご利用いただくためには

お近くの税務署で、12月中旬にID・パスワードの取得をお願いします！

※申告者ご本人の運転免許証などの本人確認書類が必要です。

※お手続きは、約5分で終了します。

問/朝霞税務署 ☎467-2211

【マイナンバーカードを利用し、e-Taxにて確定申告をご予定の方へ】

マイナンバーカードでe-Taxを利用する際には、マイナンバーカードに格納された署名用電子証明書が必要となります。署名用電子証明書は交付時に初期搭載されていますが、引っ越しや結婚などで住所、氏名が変更になった場合、または受け取りの際に署名用電子証明書の発行を希望しない場合は、格納されませんのでご注意ください。

また、マイナンバーカードは申請から受け取りまで通常1か月程度時間がかかります。申請が遅くなった場合は、確定申告の期間に間に合わない可能性もありますのでご注意ください。

【住民基本台帳カードでe-Taxを利用されている方への重要なお知らせ】

住民基本台帳カードに格納された電子証明書はマイナンバー制度の開始に伴い、更新することができなくなりました。平成31年からは住民基本台帳カードではe-Taxを利用した確定申告ができませんのでマイナンバーカードへの切り替えをご検討ください。

問/総合窓口課 ☎463-2605